

サイエンスメンター制度実施要領

公益財団法人 日本科学協会 企画室

サイエンスメンター制度とは、ある特定の科学（理科）に強い関心を持ち、自らが研究テーマを設け、学校教育の枠を超えて調査・研究を進めている高校生（メンティー）に、その研究テーマの進展をサポートするための専門家または研究者を指導者（メンター）として手当とする制度です。

1. 指導目的

メンターは、メンティーが抱える調査・研究上の疑問や相談に応じるとともに調査・研究の進め方、採取した試料の分析や保存方法、機器の扱い方や観測データの読み方、観察や調査結果のまとめや整理の仕方等々を助言・指導し、およそ研究者として備えるべき基礎的な素養やルールを身に付けさせることに主眼を置いた、人材育成を目的とするものです。

2. 覚書交換

サイエンスメンター制合意の証として、本会とメンティー、本会とメンター間でそれぞれ覚書【別添1及び2】を交換します。

なお、本会とメンティー間の覚書では、保護者の同意を必要とします。

3. 指導体制

研究テーマごとにメンティー、メンター、所属高校の指導教諭、サイエンスメンター制検討委員、日本科学協会事務局を一ユニットとして、本会が設置・運営するメーリングリスト（ML）に登録し、情報の共有化により適切な指導体制を構築します。

なお、所属高校の関与がない場合は、申込時に推薦紹介した保護者が指導教諭に代わるものとします。

4. 指導方法

日常におけるメンティーからメンターへの相談、メンターからメンティーへの助言・指導はMLで行うものとし、必要に応じて、フィールドワーク等でのメンター立会による助言・指導も行うものとします。また、メンティーが調査・研究を進める中で他に公表できるような成果が得られたと認められる場合は、その公表を促す助言等も併せて行います。

なお、MLによる情報を得て、MLに登録している指導教諭・本制度の委員・事務局は研究上の便宜供与や安全確保などの面でアドバイスする責任を負うものとします。

5. 費用負担

研究にかかる費用（研究費）については本会が負担し、一律メンティーに対し10万円の定額を、指導教諭または保護者の管理の下で提供します。

その用途については研究に直接必要な次の費用に限るものとし、もしこれに該当しない費用が正当な理由で発生する場合は、事前に本会の了承を得て使用するものとします。

- ・ 試薬等の消耗品費
- ・ 実験や観察等の備品費【※1】
- ・ 実験や観察、分析機器等のレンタル料（原則として機器の購入は認めていません）
- ・ 図書や資料等の購入費またはコピー代
- ・ フィールドワーク等にかかる移動費【※2】
- ・ 学会等での成果公表の参加費及び移動費
- ・ 所属高校への間接経費【※3】

※1 一点単価5万円を超える備品購入を検討される場合は、本会の了承を必要とします。

※2 メンターの移動費（宿泊代も含む）は本会が別途負担します。ただし、メンターと行動を共にする際のその他の諸費用は、メンターの分まで含めて費用として扱っていただきます。

※3 提供した10万円の使用残が発生する場合は、その残額を所属校の間接経費として費用と認めますので、所属校へ納めて下さい。この場合、所属校から本会宛てに領収書を発行していただきます。

研究費が10万円を超えるような事案が発生する場合は、本会の了承のもとに、本会がその超過分を提供します。ただし、この場合は所属校への間接経費は認められないものとします。

6. 費用返還

通常、所属高校の指導教諭がMLに加わる場合は研究費を返還していただくことはありませんが、次の項目に該当する場合は精算時点の残額を本会に返還していただきます。

- ・ 所属高校が間接経費の受取を辞退した場合
- ・ 所属高校の関与がない場合
- ・ サイエンスメンター制の実施が困難となった場合
- ・ 本制度の中止が決定した場合

7. 研究期間

サイエンスメンター制度による研究期間は、本会の事業年度（4月～3月）内で、覚書交換の日から本会が設ける成果発表会の日までとします。

8. 経過報告

メンティーは研究の取り組み状況や、進み具合などについて7月・10月・1月をメドに、研究費の使用状況を含めて、MLで経過報告するものとします。なお、最終報告は本会で設ける発表会での報告書をもってこれに代えます。

9. 発表会

サイエンスメンター制総仕上げの場として、メンティーによる研究発表会を懇談会を含めて3月下旬に本会が開催します。

お集まりいただく方々はMLに登録した方々全員で、これに関する費用は研究費とは切り離して、全て本会が負担いたします。

10. 保険付保

サイエンスメンター制の実施に伴う不測の事故等に備えて、保険を付保します。